提出書類		認 定 対 象 者											
		配偶者	子			直系尊属の	兄弟姉妹および孫			同居の条件 3親等内の親族・伯叔父母・甥・姪			
			16歳未満	16歳以上 の学生	16歳以上 の者	父母·祖父母	16歳未満	16歳以上 の学生	16歳以上 の者	16歳未満	16歳以上 の学生	16歳以上 の者	
同居者	被扶養者異動届	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	国民年金第3号被保険者関係届	○(※3)											
	配偶者扶養申請書	0											
	被扶養者申請書				0	0	0	0	0	0	0	0	
	住民票(世帯全員記載分)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	戸籍謄本(全部事項証明)	0			0	0	0	0	0	0	0	0	
	源泉徴収票(※1)	0			0	0			0			0	
	所得·非課税証明書(※2)	0			0	0			0			0	
	在学証明書			0				0			0		
	年金手帳	0											
	その他	「被扶養者申請書」に定める書類											
別居者	被扶養者異動届	0	0	0	0	0	0	0	0				
	国民年金第3号被保険者関係届	○(※3)								被扶養者の対象外			
	配偶者扶養申請書	0											
	被扶養者申請書				0	0	0	0	0				
	住民票(世帯全員記載分)	0	0	\circ	0	0	0	\circ	0				
	戸籍謄本(全部事項証明)	0			0	0	0	0	0				
	源泉徴収票(%1)	0			0	0			0				
	所得·非課税証明書(<u>%</u> 2)	0			0	0			0				
	在学証明書			0				0					
	年金手帳	0											
	その他		「被扶養者申請書」に定める書類										

- ・配偶者の扶養申請については、国民年金第3号資格(60歳未満)の取得申請も兼ねています。上記中の「国民年金第3号被保険者関係届」は、戸籍謄本、所得証明書、年金手帳が、 国民年金第3号資格取得に必要な書類です。ただし、関連会社については戸籍謄本、年金手帳の添付は不要です。
- ※1 → 源泉徴収票は、当年度および前年度に会社勤務歴がない場合は提出不要です。
- ※2 → 原則、所得証明書(所得がない場合は、非課税証明書となります)。市区町村役場にて発行しています。
- ※3 → ①60歳未満の方は提出ください。 ②"離職"による申請の場合は、「国民年金第3号被保険者関係届」を 2部 提出してください。
- ・障害者(1級~3級)に該当する人は、【障害者手帳の写し】または【療育手帳の写し】を添付してください。